

令和6年度 子子未委第1号 しずおかし子育てハンドブック作成業務
公募型プロポーザルに係る質問及び回答

番号	質問内容	回答
1	表2・3・4の広告は受託者で募集しますか。 受託者で募集する場合、広告掲載費は市へ納金しますか、それとも受託者収入となりますか。 受託者収入になる場合、広告ページ数や広告サイズを現状から変更することは認められますか。	仕様書3(5)に記載のとおり、広告記事は受託者が募集するものではなく、令和6年6月末日までに委託者である市が用意します。 広告記事については、広告掲載事業者(広告代理店)を令和6年4月頃に市ホームページで募集し、審査を経た上で決定します。
2	掲載する内容のテキストデータはいただけますか。またはこちらで全て入力しますか。	2023年版しずおかし子育てハンドブックに掲載されている情報については、テキストデータの提供はありません。提供可能なデータはPDFデータ(Adobe Illustrator編集可)です。2024年版に新たに追加する情報については、委託者よりテキストデータを提供します。
3	2023年版のお出かけMAPのデータを提供いただき、2024年版に流用することは可能でしょうか。その際「MAPはそのままでも良いが、アイコンは変える」などの規定がありましたら教えてください。	仕様書3(4)④に記載のとおり、2023年版の「お出かけMAP」をもとに作成いただき、わかりやすいアイコンを用いるなど利便性を高める工夫がされているかどうかを審査します。 お出かけMAPのページも含め、2023年度版しずおかし子育てハンドブックのデータはPDF(Adobe Illustrator編集可)で提供します。